

かながわ 3 R 推進会議規約

(目的)

第 1 条 環境と経済が両立した循環型社会の形成のために、生産から流通、消費、処理処分までを視野に入れた廃棄物の発生抑制 (Reduce・リデュース)、再使用 (Reuse・リユース)、再生利用 (Recycle・リサイクル) を総合的に推進するため、かながわ 3 R 推進会議(以下「3 R 推進会議」という。)を設立する。

(所掌事項)

第 2 条 3 R 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進する方策に関すること。
- (2) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に係る普及啓発に関すること。
- (3) その他 3 R 推進会議の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 3 R 推進会議は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員の選任は、神奈川県知事が行う。

(会長)

第 4 条 3 R 推進会議に、会長を置く。

- 2 会長は、神奈川県環境農政局環境部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、3 R 推進会議を代表する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 6 条 3 R 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 3 R 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 3 R 推進会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは、学識経験を有する者等に対して、会議への出席を要請し、意見を求めることができる。

(部会)

第 7 条 3 R 推進会議は、第 2 条の所掌事項を遂行するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する者をもって構成する。

3 部会の構成、庶務その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 3R推進会議の事務局は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、3R推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (当初附則)

この規約は、平成5年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年8月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

かながわ3R推進会議 委員名簿

〔消費者団体〕	神奈川県消費者団体連絡会 神奈川県生活協同組合連合会
〔民間活動団体〕	特定非営利活動法人 神奈川県消費者の会連絡会
〔事業者団体〕 ※商業団体	(1年ごとに4団体持ち回りとする) 横浜商工会議所 川崎商工会議所 横須賀商工会議所 相模原商工会議所
※産業廃棄物 対策協議会	廃棄物等協議会 3カ所 (1年ごとに3地区から1団体持ち回りとする) 鎌倉地区/厚木地区/県央・大和・綾瀬地区 相模原地区/藤沢地区/平塚地区 伊勢原地区/秦野地区/小田原地区
〔製造事業者〕	日本プラスチック工業連盟 (その他プラスチック製造会社)
〔小売業者〕	日本チェーンストア協会 公益社団法人 商連かながわ 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
〔再生事業者団体〕	神奈川県リサイクル産業団体連合会
〔公募枠〕	公募委員
〔行政機関〕	横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市
※市町村団体	神奈川県都市清掃行政協議会 神奈川県町村清掃行政協議会
※神奈川県	神奈川県 環境農政局環境部長 神奈川県 環境農政局環境部資源循環推進課長